

# 臨床遺伝専門医 更新単位 発表によるもの ※2024年5月作成 2024年8月修正

細則第9条（4）もご参照くださいませ。

[https://www.ibmg.jp/wp-content/uploads/2023/10/saisoku\\_20230601.pdf](https://www.ibmg.jp/wp-content/uploads/2023/10/saisoku_20230601.pdf)

| 対象となる発表   | 単位数 | 備考   |
|---|-----|--|
| 日本人類遺伝学会での一般演題の筆頭演者およびcorresponding author  | 3   | 指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。corresponding authorは不可。   |
| 日本遺伝カウンセリング学会での一般演題の筆頭演者およびcorresponding author   | 3   | 指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。corresponding authorは不可。   |
| 日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会および、臨床遺伝関連学会での特別講演・教育講演・シンポジウム・セミナー・研修会等の筆頭演者および corresponding author | 5   | 指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。corresponding authorは不可。<br>尚、臨床遺伝関連学会は下記の7学会。<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・日本先天代謝異常学会</li> <li>・日本小児遺伝学会</li> <li>・日本遺伝子診療学会</li> <li>・日本先天異常学会</li> <li>・日本家族性腫瘍学会（現在は日本遺伝性腫瘍学会）</li> <li>・日本遺伝子細胞治療学会</li> <li>・日本産婦人科遺伝診療学会</li> </ul> |
| 他学会での遺伝医学に関連する一般演題の筆頭演者および corresponding author   | 3   | 指導医資格のない専門医は筆頭演者のみとする。corresponding authorは不可。<br><br>※学会プログラム・演題抄録のコピーを添付し、演題ごとに委員会で審査し、適切と認められた場合に単位を認定する。<br>（例：日本小児科学会、日本産科婦人科学会、日本神経学会で遺伝医学に関する演題を発表する場合等）  |
| 査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者あるいは corresponding author として遺伝医学関連論文が掲載されること                              | 8   | 学会誌以外の和文の商業誌・院内誌・学内誌・地方雑誌については査読制度を有することを示す投稿規定を添付すること   |
| 査読制度のある学術専門誌へ筆頭著者や corresponding author 以外のその他の著者として遺伝医学関連論文が掲載されること                        | 3   | 学会誌以外の和文の商業誌・院内誌・学内誌・地方雑誌については査読制度を有することを示す投稿規定を添付すること   |